

令和3年(2021年)8月2日

札幌市内大規模小売店舗事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道
札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染拡大防止のための配慮について（お願い）

日頃から北海道政及び札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたび実施することとなったまん延防止等重点措置により、札幌市内の大規模小売店舗について、8月2日から31日までの間、次の事項にご協力いただくことといたしました。

- 1 入場者の整理誘導等を徹底する。
- 2 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。
- 3 営業時間は5時から20時までとする（生活必需物資を除く）。
- 4 酒類の提供を行わない（店内持込みを含む）。
- 5 カラオケ設備の利用を行わない。

皆様には、これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただいているところでございますが、今後とも人と人との接触機会を低減していく必要があることから、来店者に対して店舗入口においてまん延防止等重点措置期間であることの周知のほか手指消毒やマスク着用の徹底を呼びかけるなどの注意喚起を行うとともに、別紙の取組事例をご参考の上、引き続き感染防止対策の実施についてご協力いただきますようお願いいたします。

【本通知のお問い合わせ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

担当：杉田

Tel 011-204-5341 Fax 011-232-8127

札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課

担当：高橋、牛嶋

Tel 011-211-2372 Fax 011-218-5130

【別紙】

小売事業者における感染防止対策の取組事例

- 1 曜日や時間帯による特売やキャンペーンなどの自粛
- 2 混雑の誘引につながる広告の自粛
- 3 混雑時間帯の情報提供によるオフピークタイムでの来店呼び掛け
- 4 1グループ1人又は少人数での来店呼び掛け
- 5 混雑時の入店制限の実施
- 6 顧客に対する来店前の検温呼び掛け
(店舗において検温を実施している場合は検温への協力依頼)
- 7 レジ前や入店前における行列位置の指定
- 8 入出店時の消毒の徹底呼び掛け
- 9 換気設備や窓の開閉等による換気の徹底
- 10 従業員の手指消毒や買い物カゴ・トイレなど店舗内の消毒・清掃の徹底

※感染拡大防止にあたっては、人の流れを可能な限り抑えることが必要であることから、事業者の皆様におかれましては、特に、1～4の取組について、特段のご配慮をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。